

個々の橋・溝橋の耐え得る動荷重(すなわち設計荷重)とことなり、全線またはその線区の橋・溝橋を一定の規格付けを行うものである。

地方鉄道・軌道事業者は、機関車・車両等を新造・ゆずり受けまたは他の事業者の機関車・車両を乗り入れ運転する場合には、所定動荷重と比較して、所定動荷重より小さい影響を与える機関車・車両でなければ、使用することはできない。

所定動荷重はかならずしも国鉄の標準活荷重(KS荷重)だけではなく、全線あるいは線区を運転する機関車・車両等で、橋・溝橋にもっとも大きい影響を与えるものの単車あるいは組合せの動荷重、または実際に運転しなくても、大きい動荷重を仮定して、所定動荷重とする場合がある。

併用軌道の橋は、所定動荷重に耐え得ることはもちろんであるが、さらに街路にかかわるものは街路構造令(大正8年内務省令第25号)、その他の道路にかかわるものは道路構造令(大正8年内務省令第24号)の規定にしたがわなければならない。

(林 四郎)

しょにんきゅう 初任給 初任給と採用給とは、おおむね同意義であって、国鉄においては現在*採用給に統一しているが、初任給と称した事例もあった。すなわち国家公務員法制定以前においては、判任官以上については、文官任用令により初任ほう給として規定され、雇員については、中学校以上の学校卒業者およびこれと同等以上と見なされる各種資格試験合格者は、[学校卒業者および資格試験合格者初任給]の規定が適用され、傭人(ようにん)については採用する職名ごとにそれぞれの職務内容に応じた[傭人初備給]が制定されていた。なおこのほか戦前においては職務初任給という制定があった。この制度を適用されていた職種は機関士・機関助手・電気機関士・電気機関助手・電車運転士・車掌・操車掛・信号掛・車号掛・客貨車掛・検車掛・車電掛・電機掛・発電機掛・通信機掛・電気保安掛・諸機掛(小樽・室蘭の2駅)・自動車運転士・自動車運転士見習・自動車車掌・電信掛・警備掛および無線掛の23職名で、各職名ごとに職務内容に応じて初任給が定められていた。この職に採用される者は、採用規程が定められていて、職員として一定の期間勤続し、所定の資格要件を有する者のうちから昇職が行われ、初任給未滿の者については初任給まで増額を行っていた。この制度は明治44・2に創設されたもので、当時は機関手(現在の機関士)および火夫(現在の機関助手)の2職名であったが、その後数次にわたる改正にともなって逐次職名が追加されて23職名になった。(斎藤愛三郎)

しょむがかり 庶務掛 駅・車掌区・電務区におかれる職で、駅長または区長の指揮をうけて、金銭および物品の受払保管、出務表の整理、諸給与の仕出しその他の庶務に従事するものである。

小駅では庶務関係業務は駅長または助役が行うので、庶務掛の配置はだいたい総員が35名以上くらいの駅となっている。(加藤誠次郎)

じょやく 助役 各現業機関におかれる職で、各現業機関の長の指揮をうけて、長を補佐し、長が不在のとき等は長を代理して業務を行うことのできるものである。(加藤誠次郎)

しょううけんしゅとくにもつ 所有権取得荷物 荷主不明荷物を鉄道営業法第13条の2により、主務大臣(運輸大臣)の定める方法によって公告をしてから、6箇月を経過しても正当権利者が判明しない場合に、鉄道がその所有権を取得した荷物。→公告期間満了荷物。第3種荷物事故。(坪谷忠雄)

しょうようしゃ 所要車 駅に輸送申込みのある貨物のうち、そ

の駅の積卸場その他取扱設備・入換および到着荷さばきを含む荷役能力、輸送制限がある場合はその範囲内で、翌日中に使用方を要求されている貨車であって、貨車配給の対象となるものをいう。

所要車は翌日中に貨車配給の対象となるものであるから、受託停止・貨車使用禁止・貨車使用割当等貨物の輸送制限をうけているものは、その制限の範囲内において計上すべきものであることは当然である。

貨車の配給を正確・迅速にするためには、所要車を的確には握ることが必要であり、駅は毎日18時現在における翌日の所要車数を車種別・行先別に調査し、これを鉄道管理局へ、鉄道管理局は支社へ、支社は本社営業局へ報告することに規定されている。→貨車集配報告。(笹 潤次)

しょうりょうきんきっぷ 諸料金切符 乗車券類・手荷物切符・小荷物切符・貨物通知書等、運送に関与する帳表によって収入しない運賃料金を収入する場合に、鉄道が発行する帳表であって、その收受運賃料金等に対する領収証であると同時に収入証票である。

現行運送制度では、運賃料金等に対しては乗車券類・荷物切符・貨物通知書等運送に関与する帳表によって収入するものが大部分を占めているが、その運送に付随して設備の使用その他特別の事由によって、運賃料金等を収入する場合のように、運送に関与する帳表とは別個に処理を要する場合も少なくないもので、その領収証および収入証票としてこの切符が設定されている。なおこの切符は前記のほか、領収証の設備のない駅で、旅客または荷主からとくに領収証の請求があった場合にも発行(名称を[領収証]と訂正の上)するが、この場合は収入証票の性質を有しない。

この切符は旅客・荷物および貨物関係に共通して使用されるもので、これによって収入するおもなものは、つぎのとおりである。

- 1 客車または自動車の回送料および客車・自動車または貨車の留置料
- 2 団体または貸切旅客運賃の予納金
- 3 車船内持込禁制品を持ち込んだ場合、または持ち込もうとした場合の運賃および増運賃
- 4 荷物または貨物の保管料および貨物留置料・自動車配達料
- 5 荷物切符または貨物通知書に記入処理しない場合の配達料・謄本料および引渡証明料
- 6 専用線料金
- 7 積卸機その他の使用料
- 8 荷物および貨物の公売代金・客車窓ガラスその他備品破損による弁償金、満期遺失金、荷主不明荷物および貨物の在中現金、留保付損害賠償荷物および貨物にかかる返還金、貨車用シートおよびロープの亡失破損にかかる弁償金。

この切符の様式は甲・乙・丙の3片制で、甲片は領収の証として支払者に交付、乙片は駅に保存、丙片は所管審査課に提出、収入調定の資料に供される。(伊藤 孝)

しらせあなボールばん 知らせ穴ボール盤 (英) tell tale hole drilling machine 機関車ボイラの側控加工専用機の1つで(*側控旋盤)、側控の知らせ穴を左右同時に加工する横型の自動盤である。側控素材をマガジンに入れると(写真-2)、自動的に1個ずつ加工位置にもち込まれ、ドリルによって左右同時に穴あけ加工が行われる。この場合穴径は6mm、穴長は55mmであるため、1度の送りでは加工が不可能なので、5回ド